

平成 28 年 5 月 27 日

霧島市地域包括ケア

ライフサポートワーカー 各位

霧島市 保健福祉部 長寿・障害福祉課
霧島市地域密着型サービス事業者連合会

霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーについて

1、目 的

霧島市内の地域密着型サービス事業所及び医療・介護施設等に「霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー（L S W）」を配置し、様々な活動に加え、地域密着型事業所においてはその事業所を身近な地域での『まちかど介護相談所』として位置づけることを目的とします。そして24時間365日の地域での生活支援の機能を活用し、総合相談機能や地域の関係づくり、集まり場づくり、虐待への緊急対応など生活を継続するうえでの「安心」を支援するための拠点となり、その地域に密着したセーフティネットを構築します。

2、地域包括ケア・ライフサポートワーカーの役割

ライフサポートワーカー（L S W）は以下の活動に取り組む事とする。

- (1) 身近な地域の介護・生活相談援助
- (2) 行政・地域包括支援センター・各関係機関との連携
- (3) 地域の関係づくり、集まり場づくり、地域拠点の調査研究
- (4) ライフサポートワークの実践・普及
- (5) 認知症ケアパスの検討
- (6) サービス事業所の質の向上
- (7) 認知症サポートリーダーの養成

※「まちかど介護相談所」の設置運営については霧島市内のライフサポートワーカー（L S W）が所属する事業所のみとなります。

3、地域包括ケア・ライフサポートワーカーの更新条件について

- (1) 毎月ライフサポートワーカー活動記録の提出
- (2) スキルアップ研修受講(20 時間以上)
- (3) 霧島市地域密着型サービス事業者連合会班活動(5 時間以上)

※スキルアップ研修について

ライフサポートワーカーの個々の能力、介護サービスの資質の向上及び 向上及び他の介護施設職員や関係者とのネットワーク構築等を図ることを目的する。

次に掲げる研修受講を対象とする。

- ① 霧島市認知症介護実践者研修 ※ただし、受講生は該当にはなりません。
- ② 霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー養成研修
- ③ その他 霧島市及び連合会が主催、実施する研修

4、霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー活動費の対象

ライフサポートワーカーの活動費として計上できるものは次のものに限りです。

●地域のひろば事業

- ①地域のひろば事業の事前準備は1回当たり1日を上限に計上
- ②地域のひろば事業当日分(当日の準備～片づけ)

注1) ①～②について、4時間未満は0.5日、4時間以上は1.0日として計上

●ライフサポートワーカーの班活動

- ③会議・班企画の活動等
- ④他の班活動への協力

注2) ③～④については1時間以上3時間未満とし、1時間～1時間30分未満は1.0、1時間30分～2時間は1.5、2時間～2時間30分未満は2.0、2時間30分～3時間未満は2.5、3時間以上を3.0と計上してください。但し、別紙(ライフサポートワーカー班活動報告書)と一致したものに限りです。

注3) ④については活動担当班のリーダーの承認を得たものに限りです。

5、活動費の支払いについて

支払いは、ライフサポートワーカーの所属の法人への支払と致します。